

定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年4月2日から平成27年5月1日

2 監査の対象

(1) 対象部課

産業部企業誘致課及び農林水産課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成27年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企業誘致課

なし

(2) 農林水産課

ア 森林病虫害防除業務の設計において、一般管理等の補正に係る補正係数に誤りがあった。設計基準により適正な事務処理をされたい。

イ 補助金交付事務において、事業計画書に代表者印が押印されていなかった。チェック体制を強化し適正な事務処理をされたい。

ウ 図書カードを購入しているにもかかわらず、受払簿が作成されていなかった。西尾市物品管理要綱第10条の規定により受払簿を作成し適正な管理をされたい。

エ 高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急対策事業における消石灰購入の単価契約に係る随意契約の決定について、部長専決ではなく課長専決で事務処理していた。西尾市決裁規程により、適正な事務をされたい。